

東海市競争入札参加者心得書について

このことについて、下記のとおり定めたので、取り扱いに注意してください。

なお、次の事項に注意してください。

- 1 この心得書は、一般競争入札又は指名競争入札を行うものについて適用するものであること。
- 2 契約条項を示す場所として各課に配備し、必要に応じて入札参加者に提示すること。

東海市競争入札参加者心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し等)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となったときは、特別の理由がある場合を除くほか、入札参加者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は、入札に参加させないものとする。

第3条 入札参加者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、入札参加者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は、入札に参加させないことがある。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産及び信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、入札参加者に対して行った指名若しくは入札参加資格確認を取り消し、又は、入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、その見積もる入札金額（単価による入札にあっては、入札単価に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札通知書若しくは入札公告文（以下「指名通知書等」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができる。

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法等)

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 前項の規定により、入札保証金の納付があったときは、領収書を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券等を担保として提供する場合について準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は市から指示された設計書、図書及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならぬ。ただし、指名通知書等において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第10条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札)

第11条 入札参加者は、別記様式1による入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、封をして、あらかじめ指名通知書等に示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。ただし、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステムを使用した入札又はあいち電子調達共同システム（物品等）における電子入札システムを使用した入札（以下「電子入札」という。）については、東海市建設工事等電子入札実施要領又は東海市物品及び役務の提供等電子調達要領（以下「電子入札実施要領」という。）に定めるとおりとする。

2 入札参加者は、工事費内訳書若しくは委託費内訳書（以下「工事費内訳書等」という。）の提出を指示された場合は、あらかじめ指名通知書等に示した日時及び方法により提出しなければならない。

3 前2項の入札書等の提出は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りでない。

4 郵送等による入札は認めない。

5 入札参加者は、建設工事の入札について、有効な建設業法第27の23に規定す

る経営事項審査を受審していなければ参加することができない。この場合、当該経営事項審査の有効期間が連続して公告日から契約を締結する日の期間を含んでいることを必要とする。なお、入札参加者は、既に市から指名を受けまたは入札参加手続を行っているとき、当審査の契約担当者に有効期間に含まれていない場合は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 電子入札によらない紙媒体により執行する入札（電子入札における紙入札の承認を受けた者が行う入札を含む。以下「紙入札」という。）における入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 別記様式2による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送等（開札日の前日までに到達するものに限る。）をして行う。

(2) 前号によることができない場合にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、それぞれ契約担当者又は入札を執行する者に直接提出して行う。

3 電子入札における入札参加者が入札を辞退するときは、電子入札実施要領に定めるとおり申し出るものとする。ただし、当該要領に定める方法によることができない場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、それぞれ契約担当者又は入札を執行する者に提出して行うものとする。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換え等の禁止)

第13条 地方自治法施行令第167条の8第3項により、入札者は、金額の錯誤による入札その他理由の如何を問わず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止)

第14条 開札前において、天災、地変その他のやむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行前に入札を中止する。

(1) 入札参加者全てが辞退、第16条第3号または第18条第2項に該当した場合

- (2) 指名競争入札において、辞退、第16条第3号または第18条第2項に該当して入札参加者が1者になった場合
(開札)

第15条 開札は、入札の終了後直ちに又は日時を指定して、当該入札場所又は指定した場所において行う。

- 2 紙入札の開札は、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金（入札保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保をいう。以下同じ。）を納付しない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に持参しない入札（電子入札において入札書受付締切予定日時までに送信のない入札）
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札（電子入札において電子署名及び電子証明書のない入札。）
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 入札金額が0円の入札
- (12) 前回の入札における最低価格以上の入札
- (13) 予定価格を事前公表した場合にあっては、予定価格の制限の範囲を超える入札又は工事費内訳書等の提出を指示された場合における工事費内訳書等の提出のない入札若しくは工事費内訳書等の合計金額と入札書の金額が異なる入札をした者の入札
- (14) 前各号のほか、契約担当があらかじめ指示した事項又は電子入札実施要領に定める事項に違反した入札

(落札者)

第17条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式においては評価値の最も高い者）を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、かつ、低入札価格調査における失格判断基準に該当しない入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格未満でない、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき者の入札価格が契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行うための低入札価格調査基準価格に満たない場合において、当該入札者は、主務課等の長が行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第18条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに又は日時を定めて、再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前公表した場合にあっては、再度入札は行わないものとする。

- 2 第16条に該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。
- 3 再度入札は、2回を限度とする。

(再度入札の入札保証金)

第19条 前条の規定により再度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度入札における入札保証金の納付があつたものとみなす。
(くじによる落札者の決定)

第20条 紙入札において落札となるべき同価（総合評価落札方式においては同評価値。以下同じ。）の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない市職員をしてくじを引かせる。
- 3 電子入札において落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときの落札

者の決定方法は、電子入札実施要領に定めるとおりとする。

(入札結果の通知)

第21条　紙入札の開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかつたときには、その者に落札者となった旨を書面等で通知する。また、電子入札の開札をした場合においては、電子入札実施要領に定める方法により通知するものとする。なお、第17条ただし書きを適用する場合は、東海市低入札価格調査実施要領に定める通知をするものとする。

(契約書の作成)

第22条　契約書を作成する場合においては、落札者は、市から交付された契約書に記名押印し、落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して原則7日以内に、市に提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

- 2　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。
- 3　落札者が、消費税の免税事業者である場合は、免税事業者届出書（別記様式3）を提出しなければならない。届出書の提出のない者は、課税事業者として取り扱うものとする。

(契約書の作成の省略)

第23条　契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書等において指示する。

- 2　前項の場合においては、落札者は落札者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して原則7日以内に、請書又はこれに類する書類を市に提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

(契約の確定)

第24条　契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、契約担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

- 2　契約を締結するまでの間に、落札者が次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、契約を締結しないことがある。この場合、東海市は一切の損害賠償の責め

を負わない。

- (1) 東海市建設工事等請負業者指名停止取扱内規の規定に基づく指名停止若しくはこれに準ずる措置を受けた者
- (2) 東海市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けた者
(契約保証金等の納付)

第24条の2 指名通知書等において、契約保証金等の納付を指示された場合にあっては、契約の確定と同時に契約保証金等を納付しなければならない。
(入札保証金の還付等)

第25条 入札保証金は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金の納付後に還付する。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては、契約が確定したときに入札保証金を還付する。
- 3 入札保証金の還付を受ける場合においては、領収書を市に提供するものとする。
(入札保証金に対する利息)

第26条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

(入札保証金の没収)

第27条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属する。

(違約金の納付)

第28条 入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責めに帰す理由により契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金として当該入札価格の100分の5の額を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、第5条第1号の規定に該当する場合は、この限りでない。
(議会の議決を経なければならない契約)

第29条 工事又は製造の請負で、東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和44年東海市条例第27号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。ただし、水道事業の発注に係るものについては、本条を適用しない。

附 則

- 1 この心得書は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 東海市一般競争入札参加者心得書（平成7年4月1日施行）及び東海市指名競争入札参加者心得書（昭和60年12月26日施行）は廃止する。

附 則

この心得書は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この心得書は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この心得書は、令和7年6月1日から施行する。

別記様式1（第11条関係）

1 入札書

入札書									
年月日									
(あて先) 東海市長									
入札者住所 氏名 印 (名称及び 代表者氏名)									
東海市競争入札参加者心得書承諾のうえ、下記のとおり入札します。									
記									
拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料・下記物件の供給代金）									
1 <u>工事名（委託業務名・物件名）</u>									
2 <u>路線等の名称</u>									
3 <u>工事場所（納入場所）</u>									
(注) 1 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。 2 訂正し、又は抹消した箇所には、押印をすること。ただし、入札書の 金額を訂正した入札は無効。 3 金額の数字は、アラビア数字を用い、頭に金を記入のこと。									

2 封筒

(表)

(あて先) 東海市長

工事名 (委託名・物件名)

路線等の名称

工事場所 (納入場所)

入札書在中

(裏)

入札者 住所

氏名

(名称及び代表者氏名)

別記様式2（第12条関係）

3 入札辞退届

入札辞退届

年 月 日

(あて先) 東海市長

入札者 住 所

氏 名

(名称及び

代表者氏名)

下記において指名を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 工事名（委託業務名・物件名）
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所（納入場所）
- 4 辞退理由

(注) 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。

別記様式3（第22条関係）

4 免税事業者届出書

免税事業者届出書

年　月　日

(あて先) 東 海 市 長

住 所

氏 名

(名 称 及 び

代表者氏名)

消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）であるので、その旨届出します。